

第1回第2次議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日 時 令和3年11月9日（火）
午前9時29分から11時31分まで
 - 2 会 場 議事堂3階 第1委員会室
 - 3 出席者 （委員）川村委員長、森山副委員長、
前田委員、石川委員、中島委員、川合委員、段木委員、
白鳥委員、酒井委員、近藤委員、伊藤（隆）委員、
阿部委員、椛澤委員、中村委員、松井委員
（オブザーバー）岡田議員
（事務局）深山事務局長 他12人
 - 4 傍聴者 （報道関係）4人
（一般傍聴者）なし
 - 5 協議事項及び協議結果
 - （1）委員席の指定について
委員長が委員席を指定し、了承された。
 - （2）協議会の運営について
委員長から、協議会の運営に関して、協議・検討項目及び協議・検討スケジュール（案）について説明があり、了承された。
 - （3）文書による一般質問について
＜協議内容＞

令和3年第3回定例会の一般質問については、災害級とも言われる新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、文書による質問に切り替えて実施したが、文書による一般質問は、今回が初めての実施であることから、実施後に検証を行うこととなっていた。

これを受けて、各会派及び無所属議員から、資料に基づき、今回の文書による一般質問の実施に関して、事前に行ったアンケートの意見が報告されるとともに、事務局から、執行部への聞き取り結果と文書による一般質問の制度化の経緯が説明され、その後、以下の点について協議を行った。
- ① 今後も文書による一般質問の制度を存続することについて
＜主な意見＞
 - ・ 文書による一般質問の制度があることは、全国的に見ても先進的な事例だと思うので、この制度をよりよいものにしていければいいのではないかと。
 - ・ 文書による一般質問の制度自体は悪い制度ではないと思う。

＜協議結果＞

今後も、文書による一般質問の制度を存続し、緊急時の際には文書による一般質問の制度を活用できるようにすることで了承された。

② 文書による一般質問の実施の判断のあり方について

<主な意見>

- ・ その都度、災害の内容や被害の状況は変わってくるので、無所属議員の意見も確認しながら、幹事長会議で議論していけばいいのではないかな。
- ・ 実施の可否の判断基準を決めるのは難しいと思う。その都度話し合いで決めるしかないと思う。
- ・ 専門的な知見に基づき、どうしても文書による一般質問を実施しなければならないような状況なのかということを、その時にしっかりと見極めて対応するというのであれば、問題ないのではないかな。
- ・ 幹事長会議に無所属議員もオブザーバーとして呼んでいただけるよう配慮をお願いしたい。
- ・ 現在の運用は抽象的すぎるところがあるので、例えば、業務継続計画が発動された場合など、もう少し具体的なものに詰められるといいのではないかな。
- ・ 災害は全く想定がつかないものであり、このパターンの場合はどう対応するというようなことを決めておくのは非常に難しいのではないかな。

<協議結果>

具体的な基準を設けることは困難であるが、現状どおり、幹事長会議で協議・調整の上、最終的には議会運営委員会で決定することです承された。

③ 質問人数、質問項目数、質問数、文字数及び無所属議員の取扱いについて

<主な意見>

(質問人数)

- ・ 非交渉会派と無所属議員は、代表質問ができず発言の機会がないので、質問人数の10人については、交渉会派で10人の取扱いとし、例えば、それとは別に非交渉会派は1人、無所属議員は1項目だけ認めるなど、10人の考え方について議論をしていただきたい。

(質問項目数・質問数)

- ・ 質問数や文字数は現状の運用でよいが、質問項目数については、3つではなく、4つ、5つなど若干融通を利かせるくらいの運用もいいのではないかな。
- ・ 質問項目数と質問数は、少なくとも現状の倍(6項目12問)あってしかるべきではないかな。

(文字数)

- ・ 文字数については、通常の一般質問の一人当たりの持ち時間が20分なので、それに合わせて5,000文字は認めてもいいのではないかな。
- ・ 災害の度合いによって、様々状況が異なるので、文字数のみ5,000字という上限だけをつけて、その他の事項は、その都度、協議して決めていけばいいのではないかな。

(無所属議員の取扱い)

- ・ 無所属議員であっても質問する機会があつていいと思うが、政治というものは数だと思う。例えば、無所属議員で何か1つ会派を作るとか、努力も必要ではないか。
- ・ 無所属議員はそれぞれ考えが違うので、その間で質問を融通するのは難しい。例えば、1項目だけでも保証できるような方法を考えていただきたい。
- ・ 無所属議員がどうしても質問したいということがあれば、幹事長会議のようなところで議論し、話し合いで決めるということも一つの方法ではないか。

(制限を検討するにあたっての考え方)

- ・ 基本的には有事の際の話である。通常時に戻れば幾らでも質問はできるので、その辺りを考慮しながら具体的な数を出していただきたい。

<協議結果>

会派に持ち帰りとなり、次回会議で報告の上、引き続き協議することとなった。

(4) 議会のICT化について

<協議内容>

令和3年第4回定例会以降におけるペーパーレス会議の試行について、事務局から説明があり、その後、協議を行った。

<主な意見>

- ・ 資料のサイドボックスへの格納日を確認したい。
→ (事務局) 予算書等議運の日に配付している資料は議運当日に、議案説明資料は今定例会では、開会2日前に掲載する。
- ・ 執行部から事前に配付される議案説明資料は紙のままか。
→ (事務局) そのように考えている。
- ・ サイドボックスでの過去の会議資料の検索が不便であるので、対策を検討してほしい。

<協議結果>

資料のとおり試行を行うことが了承された。

(5) 次回の開催日程について

令和3年12月1日(水) 午前10時から開催することとした。

※第2次議会運営活性化推進協議会では、ペーパーレス会議の試行を行い、委員個人所有のタブレット及びノートパソコン、事務局から貸与したタブレットにより、会議資料を閲覧しながら協議を進めることとなった。